

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令等の一部を改正する省令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

- 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 (平成三年通商産業省令第四十九号) (第一条関係) 2
- 貿易関係貿易外取引等に関する省令 (平成十年通商産業省令第八号) (第二条関係) 4
- 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令 (平成十三年経済産業省令第二百四十九号) (第三条関係) 8
- 輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物 (核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令 (平成二十年経済産業省令第五十七号) (第四条関係) 9

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令等の一部を改正する省令案 新旧対照条文
 ○輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）（第一条
 関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（輸出貿易管理令別表第一関係） 第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 一～三 （略） 四 一キログラム以上の人造黒鉛であつて、ほう素当量が全重量の一、〇〇〇、〇〇〇分の五未満で、かつ、二〇度の温度における見掛け比重が一・五〇を超えるものうち、次のいずれかに該当するもの イ・ロ （略） 五～七 （略） 八 周波数変換器又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの イ ガス遠心分離機用の周波数変換器であつて、次の（一）及び（二）に該当するもの又はその部分品 （一） 出力が三相以上のものであつて、周波数が六〇〇ヘルツ以上のもの （二） 出力が三相以上のものであつて、周波数が六〇〇ヘルツ以上のもの （三） 出力電圧のひずみ率が二パーセント未満のもの （四） 出力周波数の精度がプラスマイナス〇・一パーセント未満のもの （五） 出力基本波電力の入力基本波電力に対する比率が</p>	<p>（輸出貿易管理令別表第一関係） 第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 一～三 （略） 四 人造黒鉛であつて、ほう素当量が全重量の一、〇〇〇、〇〇〇分の五未満で、かつ、二〇度の温度における見掛け比重が一・五〇を超えるものうち、次のいずれかに該当するもの の イ・ロ （略） 五～七 （略） 八 周波数変換器又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの イ ガス遠心分離機用の周波数変換器であつて、次の（一）から（四）までのすべてに該当するもの又はその部分品 （一） 出力が三相以上のものであつて、周波数が六〇〇ヘルツ以上二、〇〇〇ヘルツ以下の出力を得ることができるもの （二） 出力電圧のひずみ率が二パーセント未満のもの （三） 出力周波数の精度がプラスマイナス〇・一パーセント未満のもの （四） 出力基本波電力の入力基本波電力に対する比率が</p>

(二) 出力周波数をプラスマイナス〇・二パーセント未満で制御できるもの

ロ 可変周波数又は固定周波数モーター駆動に用いることができる周波数変換器であつて、次の(一)から(三)までの全てに該当するもの(イに該当するもの及び産業機械又は消費財用の周波数変換器であつて、当該機械等から取り外した場合には、ハードウェア及びソフトウェアの制限により次の(一)から(三)までのいずれかの特性を満たさなくなるものを除く。)

(一) 出力が三相以上のものであつて、四〇ボルトアンペア以上の出力を得ることができるもの

(二) 六〇〇ヘルツ以上の出力周波数で作動するもの

(削る)
(削る)

(三) 出力周波数をプラスマイナス〇・二パーセント未満で制御できるもの

九 (略)

十 重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ 重水の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの(イに該当するものを除く。)

八〇パーセントを超えるもの

(新設)

ロ 周波数変換器であつて、次の(一)から(四)までのすべてに該当するもの(イに該当するものを除く。)

(一) 四〇ワット以上の出力を得ることができるもの

(二) 出力が三相以上のものであつて、周波数が六〇〇ヘルツ超二、〇〇〇ヘルツ未満の出力を得ることができるもの

(三) 出力電圧のひずみ率が一〇パーセント未満のもの

(四) 出力周波数の精度がプラスマイナス〇・一パーセント未満のもの
(新設)

九 (略)

十 重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ 重水の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの(イに該当するものを除く。)

- (一)・(二) (略)
- (三) 低温で用いられる蒸留塔であつて、次の1から4までのすべてに該当するもの
- 1 (略)
 - 2 内径が三〇センチメートル以上であり、かつ、有効長が四メートル以上のもの
 - 3・4 (略)
- (四)・(五) (略)
- (六) 削除
- (七) (略)
- 十の二〇二十一 (略)
- 二十二 ガス遠心分離機のロータに用いられる構造材料であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ・ロ (略)
- ハ マルエージング鋼であつて、引張強さが二〇度の温度において一、九五〇メガパスカル以上となるもののうち、寸法の最大値が七五ミリメートルを超えるもの
- ニ (略)
- 二十三〇三十四 (略)
- 三十五 フィラメントワインディング装置であつて、次のイ及びロに該当するもの又はその制御装置若しくはマンドレルイ (略)
- ロ 内径が七五ミリメートル超六五〇ミリメートル未満であつて、かつ、長さが三〇〇ミリメートル以上の円筒形のチューブを製造することができるもの
- 三十六 ガスレーザ発振器、固体レーザ発振器又は色素レーザ発振器であつて、次のいずれかに該当するもの

- (一)・(二) (略)
- (三) 低温で用いられる蒸留塔であつて、次の1から4までのすべてに該当するもの
- 1 (略)
 - 2 断面積が〇・七八五平方メートル以上であり、かつ、長さが五メートル以上のもの
 - 3・4 (略)
- (四)・(五) (略)
- (六) アンモニア合成装置であつて、イに該当する装置に用いることができるもの
- (七) (略)
- 十の二〇二十一 (略)
- 二十二 ガス遠心分離機のロータに用いられる構造材料であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ・ロ (略)
- ハ マルエージング鋼であつて、引張強さが二〇度の温度において二、〇五〇メガパスカル以上となるもののうち、寸法の最大値が七五ミリメートルを超えるもの
- ニ (略)
- 二十三〇三十四 (略)
- 三十五 フィラメントワインディング装置であつて、次のイ及びロに該当するもの又はその制御装置若しくはマンドレルイ (略)
- ロ 直径が七五ミリメートル超四〇〇ミリメートル未満であつて、かつ、長さが六〇〇ミリメートル以上の円筒形のロータを製造することができるもの
- 三十六 ガスレーザ発振器、固体レーザ発振器又は色素レーザ発振器であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 五〇〇ナノメートル超六〇〇ナノメートル未満の波長範囲で用いるように設計した金属蒸気レーザー発振器（銅レーザー発振器に限る。）であつて、平均出力が三〇ワット以上のもの

ロ ヽチ (略)

リ 五、〇〇〇ナノメートル超六、〇〇〇ナノメートル未満の波長範囲で用いるように設計した一酸化炭素レーザー発振器であつて、パルスを発振するように設計したもののうち、次の(一)から(三)までの全てに該当するもの

(一) パルス繰返し周波数が二五〇ヘルツを超えるもの

(二) 平均出力が二〇〇ワットを超えるもの

(三) パルス幅が二〇〇ナノ秒未満のもの

三十七 質量分析計であつて、原子質量単位で表した質量が二三〇以上のイオンを測定することができ、かつ、原子質量の差が二未満のイオンを区別することができるもののうち、次のイからへまでのいずれかに該当するもの（トに該当するものを除く。）又は当該質量分析計に用いることができるイオン源

イ ヽへ (略)

ト 次の(一)から(五)までの全てに該当するもの

(一) 原子質量単位で表した質量が三二〇以上のイオンを測定することができるものであつて、原子質量単位での分解能が三二〇を超えるもの

(二) イオン源が、ニッケル、ニッケルの含有量が全重量の六〇パーセント以上のニッケル銅合金又はニッケルクロム合金で作られた又はこれらの材料で保護されたもの

イ 五〇〇ナノメートル超六〇〇ナノメートル未満の波長範囲で用いるように設計した金属蒸気レーザー発振器（銅レーザー発振器に限る。）であつて、平均出力が四〇ワット以上のもの

ロ ヽチ (略)

(新設)

三十七 質量分析計であつて、原子質量単位で表した質量が二三〇以上のイオンを測定することができ、かつ、原子質量の差が二未満のイオンを区別することができるもののうち、次のイからへまでのいずれかに該当するもの（トに該当するものを除く。）又は当該質量分析計に用いることができるイオン源

イ ヽへ (略)

ト 磁石又は四重極を用いたものであつて、次の(一)から(五)までのすべてに該当するもの

(一) 原子質量単位で表した質量が三二〇を超えるイオンを測定することができるもの

(二) イオン源が、ニクロム若しくはモネルで構成され、若しくは裏打ちされたもの又はニッケルで被覆されたもの

(三) (五) (略)

三十八 圧力計又はベローズ弁であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 絶対圧力を測定することができ、圧力計であつて、次の

(一) から(三)までの全てに該当するもの

(一) アルミニウム、アルミニウム合金、酸化アルミニウム、ニッケル、ニッケルの含有量が全重量の六〇パーセントを超えるニッケル合金若しくはふっ素化炭化水素ポリマーで作られた又はこれらの材料で保護されたセンサを用いたもの

(二) センサを密閉するために必要不可欠であり、内容物と直接接触し、アルミニウム、アルミニウム合金、酸化アルミニウム、ニッケル、ニッケルの含有量が全重量の六〇パーセントを超えるニッケル合金若しくはふっ素化炭化水素ポリマーで作られた又はこれらの材料で保護されたシールを用いたもの

(三) 次のいずれかに該当するもの

- 1 フルスケールが一三キロパスカル未満であるとき
、 ずれかのフルスケールにおいて、精度がフルスケールのプラスマイナス一パーセント未満のもの
- 2 フルスケールが一三キロパスカル以上であるとき
、 一三キロパスカルにおいて、精度がプラスマイナス一三〇パスカル未満のもの

ロ (略)

三十九・四十 (略)

四十の二 スクロール型圧縮機又はスクロール型真空ポンプであつて、ベローズシールを用いたものうち、次のイからハまでの全てに該当するもの

(三) (五) (略)

三十八 圧力計又はベローズ弁であつて、次のいずれかに該当するもの

イ アルミニウム製、アルミニウム合金製、ニッケル製又は

ニッケルの含有量が全重量の六〇パーセントを超えるニッケル合金製のセンサを用いた絶対圧力計であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) フルスケールが一三キロパスカル未満であるとき

、 ずれかのフルスケールにおいて、精度がフルスケールのプラスマイナス一パーセント未満のもの

(二) フルスケールが一三キロパスカル以上であるとき
、 ずれかのフルスケールにおいて、精度がプラスマイナス一三〇パスカル未満のもの

ロ (略)

三十九・四十 (略)

(新設)

イ 吸気量を一時間あたり五〇立方メートル以上とすることが
できるもの

ロ 圧力比を二以上とすることができるもの

ハ プロセスガスに接触する全ての面が次のいずれかの材料
で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

(一) アルミニウム又はアルミニウム合金

(二) 酸化アルミニウム

(三) ステンレス鋼

(四) ニッケル又はニッケル合金

(五) 磷青銅

(六) ふっ素重合体

四十一～六十 (略)

第二条 (略)

第二条の二 輸出令別表第一の三の二の項(一)の経済産業省令
で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 ウイルス(ワクチンを除く。)であつて、アフリカ馬疫ウ
イルス、アフリカ豚コレラウイルス、アンデアン・ポテト・
ラテント・ウイルス、アンデスウイルス、エボラウイルス、
黄熱ウイルス、オーエスキー病ウイルス、オムスク出血熱ウ
イルス、オロポーチウイルス、ガナリトウイルス、キャサヌ
ール森林病ウイルス、牛疫ウイルス、狂犬病ウイルス、クリ
ミアーコンゴ出血熱ウイルス、口蹄疫ウイルス、サビアウイ
ルス、サル痘ウイルス、小反芻獣疫ウイルス、シンノンブレ
ウイルス、水胞性口炎ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、セ
ントルイス脳炎ウイルス、ソウルウイルス、ダニ媒介性脳炎
ウイルス、チクングニヤウイルス、チャパレウイルス、跳躍

四十一～六十 (略)

第二条 (略)

第二条の二 輸出令別表第一の三の二の項(一)の経済産業省令
で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 ウイルス(ワクチンを除く。)であつて、アフリカ馬疫ウ
イルス、アフリカ豚コレラウイルス、アンデスウイルス、エ
ボラウイルス、黄熱ウイルス、オーエスキー病ウイルス、オ
ムスク出血熱ウイルス、オロポーチウイルス、ガナリトウイ
ルス、キャサヌール森林病ウイルス、牛疫ウイルス、狂犬病
ウイルス、クリミアーコンゴ出血熱ウイルス、口蹄疫ウイル
ス、サビアウイルス、サル痘ウイルス、小反芻獣疫ウイルス
、シンノンブレウイルス、水胞性口炎ウイルス、西部ウマ脳
炎ウイルス、セントルイス脳炎ウイルス、ソウルウイルス、
ダニ媒介性脳炎ウイルス、チクングニヤウイルス、チャパレ
ウイルス、跳躍病ウイルス、テツシエン病ウイルス、テユク

病ウイルス、テツシエン病ウイルス、テュクロウイルス、デング熱ウイルス、痘瘡ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、トリインフルエンザウイルス（H五又はH七のH抗原を有するものに限る。）、豚コレラウイルス、ニパウイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカッスル病ウイルス、ハンターウイルス、ブタエンテロウイルス九型、フニンウイルス、ブルータンングウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、ポテト・スピンドル・チュバー・ウイロイド、ポワッサンウイルス、マチュポウイルス、マールブルグウイルス、マレー溪谷脳炎ウイルス、ヤギ痘ウイルス、羊痘ウイルス、ラグナネグラウイルス、ラツサ熱ウイルス、ランピースキン病ウイルス、リフトバレー熱ウイルス、リンパ球形脈絡髄膜炎ウイルス、ルヨウイルス又はロシオウイルス

二 細菌（ワクチンを除く。）であつて、アルゲンチネンス菌、ウシ流産菌、オウム病クラミジア、ガス壊疽菌、Q熱リケツチア、牛肺疫菌（小コロニー型）、コレラ菌、志賀赤痢菌、炭疽菌、チフス菌、腸管出血性大腸菌（血清型O二六、O四五、O一〇三、O一〇四、O一一一、O一二一、O一四五及びO一五七）、発疹チフスリケツチア、バラチ菌、鼻疽菌、ブタ流産菌、ブチリカム菌、ペスト菌、ボツリヌス菌、マルタ熱菌、山羊伝染性胸膜肺炎菌F三八株、野兎病菌又は類鼻疽菌

三 毒素（免疫毒素を除く。）であつて、アフラトキシシン、アブリン、ウエルシユ菌毒素、HT-2トキシシン、黄色ブドウ球菌（腸管毒素、アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素）、コノトキシシン、コレラ毒素、赤痢菌毒素、デアセトキシシルペノール毒素、T-2トキシシン、テトロドトキシシン

ロウイルス、デング熱ウイルス、痘瘡ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、トリインフルエンザウイルス（H五又はH七のH抗原を有するものに限る。）、豚コレラウイルス、ニパウイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカッスル病ウイルス、ハンターウイルス、ブタエンテロウイルス九型、フニンウイルス、ブルータンングウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、ポテト・アンデアン・ラテント・チモウイルス、ポテト・スピンドル・チュバー・ウイロイド、ポワッサンウイルス、マチュポウイルス、マールブルグウイルス、マレー溪谷脳炎ウイルス、ヤギ痘ウイルス、羊痘ウイルス、ラグナネグラウイルス、ラツサ熱ウイルス、ランピースキン病ウイルス、リフトバレー熱ウイルス、リンパ球形脈絡髄膜炎ウイルス、ルヨウイルス又はロシオウイルス

二 細菌（ワクチンを除く。）であつて、ウシ流産菌、オウム病クラミジア、ガス壊疽菌、Q熱リケツチア、牛肺疫菌（小コロニー型）、コレラ菌、志賀赤痢菌、炭疽菌、チフス菌、腸管出血性大腸菌血清型O一五七、発疹チフスリケツチア、鼻疽菌、ブタ流産菌、ペスト菌、ボツリヌス菌、マルタ熱菌、山羊伝染性胸膜肺炎菌F三八株、野兎病菌又は類鼻疽菌

三 毒素（免疫毒素を除く。）であつて、アフラトキシシン、アブリン、ウエルシユ菌毒素、HT-2トキシシン、黄色ブドウ球菌毒素、コノトキシシン、コレラ毒素、赤痢菌毒素、デアセトキシシルペノール毒素、T-2トキシシン、テトロドトキシシン、ビスカムアルバムレクチン、ベロ毒素及び志賀毒素様

、ビスカムアルバムレクチン、ベロ毒素及び志賀毒素様リボ
ゾーム不活化蛋白質、ボツリヌス毒素、ボルケンシン、ミク
ロシスチン又はモデシン

四 (略)

五 細菌又は菌類であつて、クラビバクター・ミシガネンシス
亜種セペドニカス、コクシジオイデス・イミチス、コクシジ
オイデス・ポサダシ、コクリオボールス・ミヤベアヌス、コ
レトトリクム・カーハワイ、ザントモナス・アクソノポデイ
ス・パソバー・シトリ、ザントモナス・アルビリネアンス、
ザントモナス・オリゼ・パソバー・オリゼ、シンキトリウム
・エンドビオチクム、スクレロフトラ・ライシアエ・バラエ
ティー・ゼアエ、セカフオラ・ソラニ、チレチア・インディ
カ、プクシニア・グラミニス種グラミニス・バラエティー・
グラミニス、プクシニア・ストリイフォルミス、ペロノスク
レロスポラ・フィリピネンシス、マグナホルテ・オリゼ、ミ
クロシクルス・ウレイ又はラルストニア・ソラナセアルム・
レース三及び次亜種二

六・七 (略)

2 輸出令別表第一の三の二の項(二)の経済産業省令で定める
仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇五 (略)

五の二 噴霧乾燥器であつて、次のイからハまでの全てに該当
するもの

イ 水分蒸発量が一時間あたり〇・四キログラム以上四〇〇
キログラム以下のもの

ロ 平均粒子径一〇マイクロメートル以下の製品を製造する
ことが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更に
平均粒子径一〇マイクロメートル以下の製品を製造するこ

リボゾーム不活化蛋白質、ボツリヌス毒素、ボルケンシン、
ミクロシスチン又はモデシン

四 (略)

五 細菌又は菌類であつて、クラビバクター・ミシガネンシス
亜種セペドニカス、コクシジオイデス・イミチス、コクシジ
オイデス・ポサダシ、コクリオボールス・ミヤベアヌス、コ
レトトリクム・コフエアヌム・バラエティー・ビルランス、
ザントモナス・アルビリネアンス、ザントモナス・オリゼ・
パソバー・オリゼ、ザントモナス・キャンペストリス・パソ
バー・シトリ、ピリキュラリア・オリゼ、ピリキュラリア・
グリセア、プクシニア・グラミニス、プクシニア・ストリイ
フォルミス、ミクロシクルス・ウレイ又はラルストニア・ソ
ラナセアルム・レース二及び三

六・七 (略)

2 輸出令別表第一の三の二の項(二)の経済産業省令で定める
仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇五 (略)

(新設)

とが可能なもの

ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができ
るもの

六〇八 (略)

第三条 輸出令別表第一の四の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇六 (略)

六の二 推進薬の制御装置に使用できるポンプ用に設計されたラジアル玉軸受であつて、日本工業規格B一五一四一―一号(転がり軸受―軸受の公差―第一部・ラジアル軸受)で定める精度が二級以上のもののうち、次のイからハまでの全てに該当するもの

イ〇八 (略)

七 推進薬又はその原料となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの

イ〇二 (略)

ホ 粒子が球形又は回転楕円体で、その径が二〇〇マイクロメートル未満のアルミニウムの粉であつて、重量比による純度が九七パーセント以上のものうち、国際規格ISO二五九一(一九八八)又はこれと同等の規格で定める測定方法により測定した径が六三マイクロメートル未満のもの含有量が全重量の一〇パーセント以上のもの

ヘ 重量比による純度が九七パーセント以上のジルコニウム(天然の比率でジルコニウムに含まれる hafnium を含む)、ベリリウム、マグネシウム又はこれらの合金の粉末状のものであつて、篩、レーザー回折、光学式走査等を用いて測定した粒子の径が六〇マイクロメートル未満のもの

六〇八 (略)

第三条 輸出令別表第一の四の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇六 (略)

六の二 推進薬の制御装置に使用できるポンプ用に設計されたラジアル玉軸受であつて、日本工業規格B一五一四号(転がり軸受の精度)で定める精度が二級以上のものうち、次のイからハまでのすべてに該当するもの

イ〇八 (略)

七 推進薬又はその原料となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの

イ〇二 (略)

ホ 粒子が球形で、その径が二〇〇マイクロメートル未満のアルミニウムの粉であつて、重量比による純度が九七パーセント以上のものうち、国際規格ISO二五九一(一九八八)又はこれと同等の規格で定める測定方法により測定した径が六三マイクロメートル未満のもの含有量が全重量の一〇パーセント以上のもの

ヘ 重量比による純度が九七パーセント以上のジルコニウム(天然の比率でジルコニウムに含まれる hafnium を含む)、ベリリウム、マグネシウム又はこれらの合金であつて、粒子の径が六〇マイクロメートル未満の粉末状のもの

の含有量が全体積又は全重量の九〇パーセント以上のもの

ト 重量比による純度が八五パーセント以上のほう素又はその合金の粉末状のものであって、篩、レーザー回折、光学式走査等を用いて測定した粒子の径が六〇マイクロメートル未満のもの、含有量が全体積又は全重量の九〇パーセント以上のもの

チッコ (略)

八十八の三 (略)

十九 アビオニクス装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イッハ (略)

ニ ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットに使用するように設計したアンビリカル電気コネクタ又は段間電気コネクタ (ペイロードとロケットの間の電気コネクタを含む。)

十九の二、二十四 (略)

二十五 振動試験装置若しくはその部分品、空気力学試験装置、燃焼試験装置、環境試験装置又は電子加速器若しくはこれを用いた装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ マッハ数が〇・九以上の速度の状態を作ることができる空気力学試験装置 (ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、第一号の三に該当する無人航空機又は第二号に該当する貨物の開発又は試験に用いることができるものに限る。マッハ数が三以下で、かつ、測定部断面の長さが二五〇ミリメートル以下の風洞を除く。)

ト 重量比による純度が八五パーセント以上のほう素又はその合金であつて、粒子の径が六〇マイクロメートル未満の粉末状のもの

チッコ (略)

八十八の三 (略)

十九 アビオニクス装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イッハ (略)

(新設)

十九の二、二十四 (略)

二十五 振動試験装置若しくはその部分品、風洞、燃焼試験装置、環境試験装置又は電子加速器若しくはこれを用いた装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ マッハ数が〇・九以上の速度の状態を作ることができる風洞 (ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、第一号の三に該当する無人航空機又は第二号に該当する貨物の開発又は試験に用いることができるものに限る。)

ハ・ホ (略)
二十五の二、二十七 (略)

第四条 (略)

第五条 輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 軸受であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品(国際規格ISO三二九〇(転がり軸受―軸受の部分品―転がり軸受用の玉)で定める精度がグレード五以下の玉を除く。)

イ 玉軸受又はころ軸受(円すいころ軸受を除く。)であつて、日本工業規格B一五一四―一号(転がり軸受―軸受の公差―第一部・ラジアル軸受)で定める精度が四級以上のものうち、内外輪及び国際規格ISO五五九三で定める転動体がモネル製又はベリリウム製のもの

ロ・ハ (略)

二 工作機械(金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。)であつて、電子制御装置を取り付けることができるものうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの(へに該当するもの及び光学仕上げ工作機械を除く。)

イ 旋削をすることができる工作機械であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) 国際規格ISO二三〇/二(二〇〇六)で定める測定方法により測定した場合に、いずれか一軸以上の直線軸の位置決め精度が〇・〇〇三ミリメートル以下のもの

ハ・ホ (略)
二十五の二、二十七 (略)

第四条 (略)

第五条 輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 軸受であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品(国際規格ISO三二九〇(転がり軸受―軸受の部分品―転がり軸受用の玉)で定める精度がグレード五以下の玉を除く。)

イ 玉軸受又はころ軸受(円すいころ軸受を除く。)であつて、日本工業規格B一五一四号(転がり軸受の精度)で定める精度が四級以上のものうち、内外輪及び国際規格ISO五五九三で定める転動体がモネル製又はベリリウム製のもの

ロ・ハ (略)

二 工作機械(金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。)であつて、電子制御装置を取り付けることができるものうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの(へに該当するもの及び光学仕上げ工作機械を除く。)

イ 旋削をすることができる工作機械であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) 国際規格ISO二三〇/二(二〇〇六)で定める測定方法により測定した場合に、いずれか一軸以上の直線軸の位置決め精度が〇・〇〇四五ミリメートル以下のもの

(二) (略)

ロ フライス削りを行うことができる工作機械であつて、次のいずれかに該当するもの

- (一) 輪郭制御をすることができる直線軸の数が三で、かつ、輪郭制御をすることができる回転軸の数が一のものであつて、国際規格 ISO 230/2 (2006) で定める測定方法により測定した場合に、いずれか一軸以上の直線軸の位置決め精度が 0.003 ミリメートル以下のもの

(二) 輪郭制御をすることができる軸数が五以上のものであつて、次のいずれかに該当するもの

- 1 国際規格 ISO 230/2 (2006) で定める測定方法により測定した場合に、移動量が一メートル未満の直線軸のうち、いずれか一軸以上の直線軸の位置決め精度が 0.003 ミリメートル以下のもの

- 2 国際規格 ISO 230/2 (2006) で定める測定方法により測定した場合に、移動量が一メートル以上二メートル未満の直線軸のうち、いずれか一軸以上の直線軸の位置決め精度が 0.0045 ミリメートル以下のもの

- 3 国際規格 ISO 230/2 (2006) で定める測定方法により測定した場合に、移動量が二メートル以上の直線軸のうち、ミリメートルで表したいずれか一軸以上の直線軸の位置決め精度が、次の式により算出した数値以下のもの
- $$0.0045 + 0.007 \times (L - 1) \text{ (メートルで表した直線軸の移動量) } \quad (11)$$

(二) (略)

ロ フライス削りを行うことができる工作機械であつて、次のいずれかに該当するもの

- (一) 輪郭制御をすることができる直線軸の数が三で、かつ、輪郭制御をすることができる回転軸の数が一のものであつて、国際規格 ISO 230/2 (2006) で定める測定方法により測定した場合に、いずれか一軸以上の直線軸の位置決め精度が 0.0045 ミリメートル以下のもの

(二) 輪郭制御をすることができる軸数が五以上のもの

4 | パラレルメカニズムのもの

- (三) ジグ中ぐり盤であつて、国際規格 ISO 二三〇／二(二〇〇六)で定める測定方法により測定した場合に、いずれか一軸以上の直線軸の位置決め精度が〇・〇〇三ミリメートル以下のもの

(四) (略)

ハゝホ (略)

へ 工作機械であつて、次のいずれかを製造するためのみに使用するように設計したもの

- (一) (五) (略)

(六) 義歯

三 工作機械(金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。)であつて、電子制御装置を取り付けることができるもののうち、深穴ボール盤若しくは旋削をすることができ、深さが五、〇〇〇ミリメートルを超える穴をあけることができるもの

四ゝ六 (略)

七 別表第三の第二欄に掲げるコーティング方法を用いる非電子的基板用コーティング装置であつて、同表の第三欄に掲げる基材に対して同表の第四欄に掲げるコーティングを行うもののうち、次のいずれかに該当するもの又はその自動操作のために特に設計した部分品

イゝト (略)

八ゝ十一 (略)

第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

- (三) ジグ中ぐり盤であつて、国際規格 ISO 二三〇／二(二〇〇六)で定める測定方法により測定したとき

の直線軸の位置決め精度が〇・〇〇三ミリメートル以下のもの

(四) (略)

ハゝホ (略)

へ 工作機械であつて、次のいずれかを製造するためのみに使用するように設計したもの

- (一) (五) (略)

(新設)

三 工作機械(金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。)であつて、電子制御装置を取り付けることができるもののうち、深穴ボール盤若しくは旋削をすることができ、深さが五、〇〇〇ミリメートルを超える穴をあけることができるもの又はこれらの部分品

四ゝ六 (略)

七 コーティング装置(半導体物質、半導体素子又は集積回路の製造用に設計したものを除く。)であつて、次のいずれかに該当するもの又はその自動操作のための部分品

イゝト (略)

八ゝ十一 (略)

第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 集積回路であつて、次のいずれかに該当するもの

イゝへ (略)

ト フィールドプログラマブルロジックデバイスであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) シングルエンド方式の最大デジタル入出力数が五

〇〇以上のもの

(二) シリアルトランシーバーの最大データ速度の総計が一秒あたり二〇〇ギガビット以上のもの

チゝヲ (略)

二 マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ (略)

ハ マイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器であつて、次のいずれかに該当するもの

(一)ゝ(三) (略)

(四) 動作周波数が三一・八ギガヘルツ超三七ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が〇・一ナノワット(マ

イナス七〇デビーエム)を超えるもの

(五) 動作周波数が三七ギガヘルツ超四三・五ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が一・〇ワット(三〇デ

イービーエム)を超えるもの

(六) 動作周波数が四三・五ギガヘルツ超七五ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が三一・六二ミリワット

(一五デイービーエム)を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの

るもの

一 集積回路であつて、次のいずれかに該当するもの

イゝへ (略)

ト フィールドプログラマブルロジックデバイスであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 最大デジタル入出力数が二〇〇を超えるもの

(二) システムゲート数が二三〇、〇〇〇を超えるもの

チゝヲ (略)

二 マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ (略)

ハ マイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器であつて、次のいずれかに該当するもの

(一)ゝ(三) (略)

(四) 動作周波数が三一・八ギガヘルツ超三七・五ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が〇・一ナノワット

を超えるもの

(五) 動作周波数が三七・五ギガヘルツ超四三・五ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が〇・二五ワット(二

四デイービーエム)を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの

(六) 動作周波数が四三・五ギガヘルツを超え、平均出力値が〇・一ナノワットを超えるもの

るもの

(七) 動作周波数が七五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が一〇ミリワット(一〇デ

ビーエム)を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が五パーセントを超えるもの

(八) 動作周波数が九〇ギガヘルツを超え、平均出力値が〇・一ナノワット(マイナス七〇デビーエム)を超えるもの

ニル (略)

ヲ 発振器又は発振機能を有する組立品であつて、次の(一)及び(二)に該当するように設計したもの

(一) 動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇ヘルツ超一〇キロヘルツ未満のいずれかの周波数帯域において、搬送波に対する一ヘルツ当たりの単側波帯位相雑音の比が次に掲げる式により算定した値未満のもの

(略)

(二) 動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇キロヘルツ以上五〇〇キロヘルツ未満のいずれかの周波数帯域において、搬送波に対する一ヘルツ当たりの単側波帯位相雑音の比が次に掲げる式により算定した値未満のもの

(略)

ワ 周波数シンセサイザーを用いた組立品のうち、次のいずれかに該当するもの

(一) 周波数切換えの所要時間が一五六ピコ秒未満のもの

(二) 四・八ギガヘルツ超一〇・六ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、一・六ギガヘルツを超えるい

(新設)

(新設)

ニル (略)

ヲ 発振器又は発振機能を有する組立品であつて、次の(一)及び(二)に該当するように設計したもの

(一) 動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇ヘルツ超一〇キロヘルツ未満において、搬送波に対する一ヘルツ当たりの単側波帯位相雑音の比が次に掲げる式により算定した値未満のもの

(略)

(二) 動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇キロヘルツ以上五〇〇キロヘルツ未満において、搬送波に対する一ヘルツ当たりの単側波帯位相雑音の比が次に掲げる式により算定した値未満のもの

(略)

ワ 周波数シンセサイザーを用いた組立品のうち、次のいずれかに該当するもの

(一) 周波数切換えの所要時間が三一二ピコ秒未満のもの

(二) 三・二ギガヘルツ超一〇・六ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、一・六ギガヘルツを超えるい

れかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未満のもの

(三) (五) (略)

(六) 五六ギガヘルツ超七五ギガヘルツ以下の合成出力

周波数範囲で、二・二ギガヘルツを超えるいずれかの

周波数切換えの所要時間が一ミリ秒未満のもの

(七) 七五ギガヘルツを超える合成出力周波数範囲で、

周波数切換えの所要時間が一ミリ秒未満のもの

三十一 (略)

十二 無線周波数分析器であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 三一・八ギガヘルツ超三七・五ギガヘルツ以下のいずれ

かの周波数範囲で、三デシベルの分解能帯域幅が一〇メガ

ヘルツを超えるもの

ロ 四十三・五ギガヘルツ超七五ギガヘルツ以下のいずれか

の周波数範囲で、表示平均ノイズレベルがマイナス一五〇

デビービーエム毎ヘルツ未満のもの

ハ 七五ギガヘルツを超える周波数を分析することができる

もの

ニ 次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) 実時間帯域幅が八五メガヘルツを超えるもの

(二) 一五マイクロ秒以下の長さの信号を、ギャップ又

は窓効果による全振幅からの減衰が三デシベル未満で

、一〇〇パーセントの確率で検出するもの

ホ 周波数マスキトリガー機能を有するものであつて、一五

マイクロ秒以下の長さの信号を一〇〇パーセントの確率で

捉えることができるもの

れかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未満のもの

(三) (五) (略)

(六) 五六ギガヘルツ超七〇ギガヘルツ以下の合成出力

周波数範囲で、二・二ギガヘルツを超えるいずれかの

周波数切換えの所要時間が一ミリ秒未満のもの

(七) 七〇ギガヘルツを超える合成出力周波数範囲で、

周波数切換えの所要時間が一ミリ秒未満のもの

三十一 (略)

十二 無線周波数分析器であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 無線周波数分析器であつて、三一・八ギガヘルツ超三七

・五ギガヘルツ以下のいずれかの周波数範囲で、三デシベ

ルの分解能帯域幅が一〇メガヘルツを超えるもの

ロ 無線周波数分析器であつて、四十三・五ギガヘルツ超七

〇ギガヘルツ以下のいずれかの周波数範囲で、表示平均ノ

イズレベルがマイナス一五〇デビービーエム毎ヘルツ未満

のもの

ハ 無線周波数分析器であつて、七〇ギガヘルツを超える周

波数を分析することができるもの

ニ デジタル信号処理技術を用いるもの(中心周波数と帯域

幅の比が一定であるフィルタのみを使用しているものを

除く。)であつて、実時間帯域幅が四〇メガヘルツを超え

るもの

(新設)

十三 周波数シンセサイザーを用いた信号発生器のうち、合成出力周波数の精度及び安定度が入力周波数又は当該装置の基準参照発振器によって規定されるものであって、次のいずれかに該当するもの（周波数シンセサイザーを用いた信号発生器であつて、二以上の水晶発振器の周波数を加算した値、減算した値又はこれらの値を逡倍した値によって出力周波数を規定する装置を除く。）

イ 三一・八ギガヘルツ超七五ギガヘルツ以下のいずれかの周波数帯域で、次の（一）及び（二）に該当するパルスを発振するもの

（一）・（二）（略）

ロ 四三・五ギガヘルツ超七五ギガヘルツ以下のいずれかの周波数帯域で、出力一〇〇ミリワット（二〇デীবイーエム）を超えるもの

ハ 次のいずれかに該当するもの

（一）削除

（二） 四・八ギガヘルツ超一〇・六ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、一・六ギガヘルツを超えるいづれかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未満のもの

（三）～（五）（略）

（六） 五六ギガヘルツ超七五ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、二・二ギガヘルツを超えるいづれかの周波数切換えの所要時間が一ミリ秒未満のもの

ニ 搬送波に対する一ヘルツ当たりの単側波帯位相雑音の比が次の（一）及び（二）に該当するもの

（一） 三・二ギガヘルツ超七五ギガヘルツ以下のいずれかの合成出力周波数帯域で、動作周波数とオフセット

十三 周波数シンセサイザーを用いた信号発生器のうち、合成出力周波数の精度及び安定度が入力周波数又は当該装置の基準参照発振器によって規定されるものであって、次のいずれかに該当するもの（周波数シンセサイザーを用いた信号発生器であつて、二以上の水晶発振器の周波数を加算した値、減算した値又はこれらの値を逡倍した値によって出力周波数を規定する装置を除く。）

イ 三一・八ギガヘルツ超七〇ギガヘルツ以下のいずれかの周波数帯域で、次の（一）及び（二）に該当するパルスを発振するもの

（一）・（二）（略）

ロ 四三・五ギガヘルツ超七〇ギガヘルツ以下のいずれかの周波数帯域で、出力一〇〇ミリワット（二〇デীবイーエム）を超えるもの

ハ 次のいずれかに該当するもの

（一） 周波数切換えの所要時間が三一二ピコ秒未満のもの

（二） 三・二ギガヘルツ超一〇・六ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、一・六ギガヘルツを超えるいづれかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未満のもの

（三）～（五）（略）

（六） 五六ギガヘルツ超七〇ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、二・二ギガヘルツを超えるいづれかの周波数切換えの所要時間が一ミリ秒未満のもの

ニ 搬送波に対する一ヘルツ当たりの単側波帯位相雑音の比が次の（一）及び（二）に該当するもの

（一） 三・二ギガヘルツ超七〇ギガヘルツ以下のいずれかの合成出力周波数帯域で、動作周波数とオフセット

周波数の隔たりが一〇ヘルツ超一〇キロヘルツ未満の
いずれかの周波数帯域において、次に掲げる式により
算定した値未満のもの

(略)

(二) 三・二ギガヘルツ超七五ギガヘルツ以下のいずれ
かの合成出力周波数帯域で、動作周波数とオフセット
周波数の隔たりが一〇キロヘルツ以上五〇〇キロヘル
ツ未満のいずれかの周波数帯域において、次に掲げる
式により算定した値未満のもの

(略)

ホ 最大合成出力周波数が七五ギガヘルツを超えるもの

十四 ネットワークアナライザであつて、次のいずれかに該
当するもの

イ 四三・五ギガヘルツ超七五ギガヘルツ以下のいずれかの
動作周波数帯域において、出力が三一・六二ミリワット（
一五デイベーエム）を超えるもの

ロ 七五ギガヘルツ超一一〇ギガヘルツ以下のいずれかの動
作周波数帯域において、出力が一ミリワット（〇デイベ
ーエム）を超えるもの

ハ 五〇ギガヘルツ超一一〇ギガヘルツ以下の周波数帯域に
おける非線形ベクトルの計測機能を有するもの（イ又はロ
に該当するものを除く。）

ニ 最大動作周波数が一一〇ギガヘルツを超えるもの

十五 マイクロ波用試験受信機であつて、次のイ及びロに該
当するもの

イ 一一〇ギガヘルツを超える周波数で使用することができ
るように設計したもの

ロ (略)

周波数の隔たりが一〇ヘルツ超一〇キロヘルツ未満に
おいて、次に掲げる式により算定した値未満のもの

(略)

(二) 三・二ギガヘルツ超七〇ギガヘルツ以下のいずれ
かの合成出力周波数帯域で、動作周波数とオフセット
周波数の隔たりが一〇キロヘルツ以上五〇〇キロヘル
ツ未満において、次に掲げる式により算定した値未満
のもの

(略)

ホ 最大合成出力周波数が七〇ギガヘルツを超えるもの

十四 ネットワークアナライザであつて、次のいずれかに該
当するもの

イ 四三・五ギガヘルツ超七〇ギガヘルツ以下のいずれかの
動作周波数帯域において、出力が三一・六二ミリワット（
一五デイベーエム）を超えるもの

(新設)

(新設)

ロ 最大動作周波数が七〇ギガヘルツを超えるもの

十五 マイクロ波用試験受信機であつて、次のイ及びロに該
当するもの

イ 七〇ギガヘルツを超える周波数で使用することができ
るように設計したもの

ロ (略)

十六・十六の二 (略)

十七 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置（ホにおいて「半導体製造装置」という。）若しくは試験装置若しくは集積回路の製造用のマスク若しくはレチクルであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品

イ 結晶のエピタキシャル成長装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 有機金属化学的気相成長反応炉であつて、アルミニウム、ガリウム、インジウム、砒素、燐、アンチモン又は窒素のいずれか二以上の元素を有する化合物半導体をエピタキシャル成長させるもの

(三) (略)

ロ イオン注入装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 削除

(二) 水素、重水素又はヘリウムを注入する場合において、ビームエネルギーが二〇キロ電子ボルト以上、かつ、ビーム電流が一〇ミリアンペア以上で作動するよう設計し、最適化したもの

(三) (略)

(四) 加熱された半導体材料の基板へ酸素を注入する場合において、ビームエネルギーが六五キロ電子ボルト以上、かつ、ビーム電流が四五ミリアンペア以上のもの

(五) 六〇〇度以上の温度で加熱された半導体材料の基板へシリコンを注入する場合において、ビームエネルギー

十六・十六の二 (略)

十七 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置（ホにおいて「半導体製造装置」という。）若しくは試験装置若しくは集積回路の製造用のマスク若しくはレチクルであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品

イ 結晶のエピタキシャル成長装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 有機金属化学的気相成長反応炉であつて、第二十二号又は第二十一号に該当する材料を化学的に反応させることにより化合物半導体の結晶を成長させるもの

(三) (略)

ロ イオン注入装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) ビームエネルギーが一メガ電子ボルトを超えるもの

(二) ビームエネルギーが二キロ電子ボルト未満で使用する事ができるように設計したもの

(三) (略)

(四) ビームエネルギーが六五キロ電子ボルト以上、かつ、ビーム電流が四五ミリアンペア以上のものであつて、加熱された半導体材料の基板に酸素を注入する事ができるもの

(新設)

ギーが二〇キロ電子ボルト以上、かつ、ビーム電流が一〇ミリアンペア以上で作動するように設計し、最適化したもの

ハゝへ (略)

ト マスクであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 位相シフト膜を有する多層マスクであつて、次のいずれかに該当するもの (一) に該当するもの及び第一号から第八号の三までのいずれにも該当しない記憶素子を製造するために設計したものを除く。)

- 1 複屈折率が七ナノメートル毎センチメートル未満のガラスを用いたマスク基板材料から製造されたもの
- 2 光源の波長が二四五ナノメートル未満のリソグラフィ装置に用いるように設計したもの

(削る)

チ レチクルであつて、第一号から第八号の三までのいずれかに該当する集積回路の製造用のもの

リ インプリントリソグラフィテンプレートであつて、第一号から第八号の三までのいずれかに該当する集積回路の製造用のもの

ヌ 試験装置であつて、半導体素子若しくは集積回路又はこれらの半製品用のもものうち、次のいずれかに該当するもの

(一) (三) (略)

ハゝへ (略)

ト マスク又はレチクルであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 位相シフト膜を有する多層マスク (第一号に該当しない記憶素子を製造するために設計したものを除く。)

(三) 第一号から第八号の三までのいずれかに該当する集積回路の製造用のインプリントリソグラフィテンプレート

(新設)

(新設)

チ 試験装置であつて、半導体素子若しくは集積回路又はこれらの半製品用のもものうち、次のいずれかに該当するもの

(一) (三) (略)

十八 (略)

十九 レジストであつて、次のいずれかに該当するもの又はそれを塗布した基板

イ 半導体用のリソグラフィに使用するレジストであつて、

次のいずれかに該当するもの

(一) 一五ナノメートル以上二四五ナノメートル未満の波長の光で使用することができように設計したポジ型レジスト

(二) 一ナノメートル超一五ナノメートル未満の波長の光で使用することができように設計したレジスト

ロ 電子ビーム又はイオンビームで使用するために設計したレジストであつて、 0.01 マイクログロン毎平方ミリメートル以下の感度を有するもの

ハ 削除

ニ 表面イメージング技術用に最適化したレジスト

ホ (略)

二十〇二十二 (略)

第七条 輸出令別表第一の八の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、次のイからチまでのいずれかに該当するもの又はこれらの部分

十八 (略)

十九 レジストであつて、次のいずれかに該当するもの又はそれを塗布した基板

イ 半導体用のリソグラフィに使用するポジ形レジストであつて、二四五ナノメートル未満の波長の光で使用することができように設計したもの

ロ 電子ビーム又はイオンビームで使用するために設計したレジストであつて、 0.01 マイクログロン毎平方ミリメートル以下の感度を有するもの

ハ エックス線で使用するために設計したレジストであつて、二・五ミリジュール毎平方ミリメートル以下の感度を有するもの

ニ 表面イメージング技術用に最適化したレジスト(シリル化したレジストを含む。)

ホ (略)

二十〇二十二 (略)

第七条 輸出令別表第一の八の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、次のイからチまでのいずれかに該当するもの又はこれらの部分

品（次のリからルまでのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品を除く。）

イゝヌ（略）

ル 輸出令 別表第一の九の項（一）から（三）まで又は（

五）から（五の四）までに掲げる貨物に内蔵されたものであつて、当該装置を稼働するために必要不可欠であるもの

四（略）

第八条 輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 伝送通信装置、電子式交換装置、通信用の光ファイバー、フェースドアレーアンテナ、監視用の方向探知機、無線通信傍受装置、通信妨害装置、無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置の作動を監視する装置又は電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イゝハ（略）

二ゝ五の二（略）

五の三 無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置若しくはこれらの作動を監視する装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品

イ 無線通信により送信される音声又はデータを抽出するよう設計された無線通信傍受装置

ロ 無線通信により送信される移動体通信機器又は加入者を特定するために必要な識別情報、制御信号、他のメタデータを抽出するよう設計された無線通信傍受装置

品（次のリからルまでのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品を除く。）

イゝヌ（略）

ル 輸出令 別表第一の九の項（一）から（三）まで又は（

五）から（五の五）までに掲げる貨物に内蔵されたものであつて、当該装置を稼働するために必要不可欠であるもの

四（略）

第八条 輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 伝送通信装置、電子式交換装置、通信用の光ファイバー、フェースドアレーアンテナ、監視用の方向探知機、通信妨害装置、電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置又は無線通信傍受装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イゝハ（略）

二ゝ五の二（略）

五の三 通信妨害装置であつて、移動体通信に意図的かつ選択的に干渉し、若しくはこれを意図的かつ選択的に阻害し、途絶させ、減退させ、若しくは誘引するよう設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの又はその部分品

イ 無線アクセスネットワークの機能を装うもの

ロ 使用されている移動体通信プロトコルを探知し、かつ、これを利用するもの

ハ 移動体通信に意図的かつ選択的に干渉し、若しくはこれを意図的かつ選択的に阻害し、途絶させ、減退させ、若しくは誘引するように設計した通信妨害装置のうち、次のいずれかに該当するもの

(一) 無線アクセスネットワークの機能を装うもの

(二) 使用されている移動体通信プロトコルを探知し、かつ、これを利用するもの

(三) 使用されている移動体通信プロトコルを利用するもの(二)に該当するものを除く。

ニ イからハまでのいずれかに該当する装置の作動を監視するため設計された装置

五の四 (略)
(削る)

六 第二号イ(二)、第十四条第五号若しくは第五号の二に該当する貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品

七 前号に掲げるもののほか、第一号、第二号、第四号若しくは第五号から第五号の四までのいずれかに該当する貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置若しくは試験装置(光ファイバーの試験装置及び測定装置を除く。)又はこれらの部分品若しくは附属品

八・八の二 (略)

九 暗号装置又は暗号機能を有する電子組立品、モジュール若しくは集積回路であって、次のイからホまでのいずれかに該当するもの(次のへからレまでのいずれか又は第三条第十九

ハ 使用されている移動体通信プロトコルを利用するもの

(新設)

五の四 (略)

五の五 無線通信傍受装置であって、移動体通信プロトコルを用いる無線通信を傍受し、及び処理するために特に設計した装置又はその部分品

六 第二号イ(二)、第十四条第五号若しくは第五号の二に該当する貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置、試験装置若しくは修理用の装置又はこれらの部分品若しくは附属品

七 前号に掲げるもののほか、第一号、第二号、第四号若しくは第五号から第五号の五までのいずれかに該当する貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置、試験装置若しくは修理用の装置(光ファイバーの試験装置及び測定装置を除く。)又はこれらの部分品若しくは附属品

八・八の二 (略)

九 暗号装置又は暗号機能を有する電子組立品、モジュール若しくは集積回路であって、次のイからホまでのいずれかに該当するもの(次のへからレまでのいずれか又は第三条第十九

号ハ(二) 2又は第十条第五号イに該当するものを除く。)又はこれらの部分品(暗号機能を実現するために設計した部分品に限る。)

イ デジタル方式の暗号処理技術(アナログ方式の暗号処理をデジタル方式の暗号処理技術を用いて実行するものを含む。)を用い、認証、デジタル署名又は複製することを防止されたプログラムの実行のため以外の暗号機能を有するよう設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

(一)・(二) (略)

ロ(一) (略)

カ 無線パーソナルエリアネットワークに用いられる装置であつて、公開され、若しくは市販されている暗号標準を用いるものうち、当該暗号標準に係る暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲が三〇メートルを超えない範囲に限定されているもの又は八以上のデバイスに相互接続することができるものであつて、当該暗号標準に係る暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲が一〇〇メートルを超えない範囲に限定されているもの

ヨ(一) (略)

九の二(十三) (略)

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 音波(超音波を含む。以下この条において同じ。)を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ 送信機能を有するもの又はその部分品であつて、次のい

号ハ(二) 2又は第十条第五号イに該当するものを除く。)又はこれらの部分品(暗号機能を実現するために設計した部分品に限る。)

イ デジタル方式の暗号処理技術(アナログ方式の暗号処理をデジタル方式の暗号処理技術を用いて実行するものを含む。)を用い、認証又はデジタル署名のため以外の暗号機能を有するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

(一)・(二) (略)

ロ(一) (略)

カ 無線パーソナルエリアネットワークに用いられる装置であつて、公開され、又は市販されている暗号標準を用いるものうち、当該暗号標準に係る暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲が三〇メートルを超えない範囲に限定されているもの

ヨ(一) (略)

九の二(十三) (略)

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 音波(超音波を含む。以下この条において同じ。)を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ 送信機能を有するもの又はその部分品であつて、次のい

ずれかに該当するもの（垂直方向にのみ使用することができるものであつて、プラスマイナス二〇度を超える走査機能をも有していないものうち、水深の測定、水中にある物体若しくは水底に埋もれた物体までの距離の測定又は魚群探知のみを行うもの及び音響用のビーコンであつて、緊急用のもの又は水中の任意の位置に設置することができるように設計したピンガーを除く。）

(一) 音波を利用した海底測深機であつて、次のいずれかに該当するもの

1 (略)

2 海底の地形図を作成するための水中測深機であつて、次のいずれかに該当するもの

一 三〇〇メートルを超える水深で作動するように設計又は改造したものであつて、走査効率が三、八〇〇を超えるもの

二 次のイからニまでの全てに該当するもの（一に該当するものを除く。）

イ 一〇〇メートルを超える水深で作動するように設計又は改造したもの

ロ 垂直方向から二〇度を超える角度での測定ができるように設計したもの

ハ 動作周波数が三五〇キロヘルツ未満のもの又はセンサーから二〇〇メートルを超える海底の地形を測定することができるように設計したものの

ニ 次の(一)から(三)までの全てについて自動的に補正を行い、測深の精度を向上させるもの

ずれかに該当するもの（垂直方向にのみ使用することができるものであつて、プラスマイナス二〇度を超える走査機能をも有していないものうち、水深の測定、水中にある物体若しくは水底に埋もれた物体までの距離の測定又は魚群探知のみを行うもの及び音響用のビーコンであつて、緊急用のもの又は水中の任意の位置に設置することができるように設計したピンガーを除く。）

(一) 音波を利用した海底測深機であつて、次のいずれかに該当するもの

1 (略)

2 海底の地形図を作成するための水中測深機であつて、次の一及び二に該当するもの

一 三〇〇メートルを超える水深で作動するように設計又は改造したもの

二 走査効率が三、八〇〇を超えるもの

(一) センサーの動作

(二) 走査に用いる音波の状態

(三) センサーが感知する音波の速度

3 海底の画像を作成するために設計したサイドスキヤンソナー又は合成開口ソナーであって、次の一から三までの全てに該当するもの

一 (略)

二 進行方向の分解能が一五センチメートル未満の状態で作動することができる最大レンジで作動しているときの走査範囲が一秒あたり五七〇平方メートルを超えるもの

三 進行方向に直交する方向の分解能が一五センチメートル未満のもの

(二) (六) (略)

ロ (略)

二〇九の二 (略)

十 レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ 波長可変レーザー発振器以外の持続波レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの（二に該当するものを除く。）

(一) (略)

(二) 一五〇ナノメートル以上五一〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、定格出力が三〇ワットを超えるもの（アルゴンレーザー発振器であって定格出力が五〇ワット以下のものを除く。）

(三) 五一〇ナノメートル超五四〇ナノメートル以下の

(一) センサーの動作

(二) 走査に用いる音波の状態

(三) センサーが感知する音波の速度

3 海底の画像を作成するために設計したサイドスキヤンソナー又は合成開口ソナーであって、次の一及び二に該当するもの

一 (略)

二 進行方向の分解能及び進行方向に直交する方向の分解能がともに一五センチメートル未満の状態で作動しているときの走査範囲が五七〇平方メートル毎秒を超えるもの

(新設)

(二) (六) (略)

ロ (略)

二〇九の二 (略)

十 レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ 波長可変レーザー発振器以外の持続波レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの（二に該当するものを除く。）

(一) (略)

(二) 一五〇ナノメートル以上五二〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、定格出力が三〇ワットを超えるもの（アルゴンレーザー発振器であって定格出力が五〇ワット以下のものを除く。）

(三) 五二〇ナノメートル超五四〇ナノメートル以下の

波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

1・2 (略)

(四) ・(五) (略)

(六) 九七五ナノメートル超一、一五〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

1 単一横モードで発振するものであって、定格出力が二〇〇ワットを超えるものが二〇〇ワットを超えるもの
(削る)

(削る)

2 (略)

(七) ・(八) (略)

ロ 波長可変レーザー発振器以外のパルスレーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの（二に該当するものを除く。）

(一) (略)

(二) 一五〇ナノメートル以上五一〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

1・2 (略)

(三) 五一〇ナノメートル超五四〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

1・2 (略)

(四) 〽(八) (略)

波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

1・2 (略)

(四) ・(五) (略)

(六) 九七五ナノメートル超一、一五〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

1 単一横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの
一 ウォールプラグ効率が一二パーセントを超えるものであって、定格出力が一〇〇ワットを超えるもの

二 定格出力が一五〇ワットを超えるもの

2 (略)

(七) ・(八) (略)

ロ 波長可変レーザー発振器以外のパルスレーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの（二に該当するものを除く。）

(一) (略)

(二) 一五〇ナノメートル以上五二〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

1・2 (略)

(三) 五二〇ナノメートル超五四〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

1・2 (略)

(四) 〽(八) (略)

- ハ (略)
- ニ レーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの
 (一) (五) (略)
- (六) 非線返しパルスを発振するネオジウムガラスレーザー
 | 発振器であつて、次のいずれかに該当するもの
- 1・2 (略)
- ホ・ヘ (略)
- 十の二(五) (略)
- 十六 光検出器その他の光学部品となる物質又はレーザー
 | 発振器用の結晶であつて、次のいずれかに該当するもの
 イ(ハ) (略)
- ニ 電気光学材料又は非線形光学材料であつて、次のいずれ
 かに該当するもの
 (一) (三) (略)
- (四) リン化亜鉛、ゲルマニウム
- (五) セレン化ガリウム
- ホ 非線形光学材料であつて、次のいずれかに該当するもの
 (二に該当するものを除く。)
- (一) 動的な三次の非線形感受率が一〇〇万分の一平方
 メートル毎ボルト毎ボルト以上であつて、応答時間が
 一ミリ秒未満のもの
- (二) メートル毎ボルトで表した二次の非線形感受率が
 一兆分の三三以上のもの
- へ(チ) (略)
- リ レーザー発振器用の人工の結晶であつて、未完成のもの
 のうち、チタンを添加したサファイア
 (削る)

- ハ (略)
- ニ レーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの
 (一) (五) (略)
- (六) ネオジウムガラスレーザー発振器(連続してパルス
 を発振するものを除く。)であつて、次のいずれかに
 該当するもの
- 1・2 (略)
- ホ・ヘ (略)
- 十の二(五) (略)
- 十六 光検出器その他の光学部品となる物質又はレーザー
 | 発振器用の結晶であつて、次のいずれかに該当するもの
 イ(ハ) (略)
- ニ 固体の電気光学材料であつて、次のいずれかに該当する
 もの
 (一) (三) (略)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- ホ 非線形光学材料であつて、次の(一)及び(二)に該当
 するもの
- (一) 三次の感受率が一〇〇万分の一平方メートル毎ボ
 ルト毎ボルト以上のもの
- (二) 応答時間が一ミリ秒未満のもの
- へ(チ) (略)
- リ レーザー発振器用の人工の結晶であつて、未完成のもの
 のうち、次のいずれかに該当するもの
 (一) チタンを添加したサファイア

(削る)

第十条 輸出令別表第一の一の項の経済産業省令で定める仕様
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 加速度計であつて、次のいずれかに該当するもの又はその
部分品

イ 直線加速度計であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 一四七・一五メートル毎秒毎秒超九八一メートル
毎秒毎秒以下の直線加速度で使用することができ
るよう設計したものであつて、次の1及び2に該当する
もの

1 バイアスの再現性が一年間につき〇・〇一二二六
二五メートル毎秒毎秒未満のもの

2 スケールファクターの再現性が一年間につき〇・
一二五パーセント未満のもの

(三) (略)

ロ (略)

二〇九 (略)

第十一条〜第十三条 (略)

第十四条 輸出令別表第一の一五の項の経済産業省令で定める仕
様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇五 (略)

五の二 簡易爆発装置を妨害する装置又はその附属装置であつ
て、次のいずれかに該当するもの

イ 簡易爆発装置を事前に爆発させ、又はその爆発を防止す

(二) アレキサンドライト

第十条 輸出令別表第一の一の項の経済産業省令で定める仕様
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 加速度計であつて、次のいずれかに該当するもの又はその
部分品

イ 直線加速度計であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 一四七・一五メートル毎秒毎秒超九八一メートル
毎秒毎秒以下の直線加速度で使用することができ
るよう設計したものであつて、次の1及び2に該当する
もの

1 バイアスの再現性が一年間につき〇・〇四九〇五
メートル毎秒毎秒未満のもの

2 スケールファクターの再現性が一年間につき〇・
二五パーセント未満のもの

(三) (略)

ロ (略)

二〇九 (略)

第十一条〜第十三条 (略)

第十四条 輸出令別表第一の一五の項の経済産業省令で定める仕
様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇五 (略)

五の二 簡易爆発装置を事前に爆発させ、又はその爆発を防止
するように設計した無線送信装置

るように設計した無線送信装置（第八条第五号の三に該当するものを除く。）

ロ イに掲げる装置と共に使用され、当該装置と同じ周波数の無線回線の維持が可能となるように設計した技術を用いた装置

六〇十一（略）

（削る）

六〇十一（略）

第十四条の二 輸出令別表第一の一六の項（一）の経済産業省令

で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 ニッケル合金又はチタン合金であつて、次のイ及びロに該当するもの

イ 三〇〇度を超える温度で使用するために特に設計したものの

ロ 塊、棒、形材、線、板又は管のいずれかの形状のもの

一の二 焼結磁石であつて、残留磁束密度が八〇〇ミリテスラ以上のもの

一の三 前号に掲げるものの製造用の装置又はその部分品

二 作動油として使用することができる液体であつて、りん酸とクレゾールとのエステル、りん酸トリス（ジメチルフェニル）又はりん酸トリノルマルブチルを含むもの

三 繊維であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 有機繊維（天然繊維及びポリエチレン繊維を除く。）

ロ 炭素繊維

ハ 無機繊維

四 転がり軸受であつて、三〇〇度を超える温度で使用するために特に設計したものの又はその部分品

五 工作機械その他の装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品

- イ 工作機械（金属、セラミックス又は複合材料を加工することができるものに限る。）であつて、電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のいずれかに該当するもの
- (一) 国際規格 ISO 230/2（一九八八）で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が〇・〇一ミリメートル未満のもの
- (二) 輪郭制御をすることができる回転軸を有するもの
- ロ 鏡面仕上げを行うために特に設計したもの（数値制御を行うことができるものを除く。）
- ハ 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。）であつて、測定軸の数が三以上のもの
- 六 二次セルであつて、正極と負極の間をリチウムイオンを移動させることにより充電及び放電ができるように特に設計したものの
- 七 デジタル方式の波形記憶装置
- 八 電子部品実装ロボット
- 九 デジタル電子計算機であつて、加重最高性能が〇・五実効テラ演算を超えるもの又はその部分品
- 十 伝送通信装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品
- イ 無線送信機
- ロ 無線受信機
- 十一 フェーズドアレーアンテナ
- 十二 通信妨害装置であつて、無線通信システムに干渉し若しくは阻害し、途絶させ、減退させ、若しくは誘引するように設計したもの又はその部分品

-
- 十三 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置
- 十四 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置
- 十五 センサー用の光ファイバー
- 十六 レーザー発振器又はその部分品
- 十七 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾配計又はこれらの部分品
- 十八 重力計
- 十九 レーダー又はその部分品
- 二十 加速度計又はその部分品
- 二十一 ジャイロスコープ又はその部分品
- 二十二 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置又はこれらの部分品
- 二十三 ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはその部分品又は航空機用の高度計
- 二十四 水中用のカメラ又はその附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ 水中用のテレビカメラ
- ロ 水上船若しくは潜水艇に搭載して遠隔操作することができるように設計した水中テレビジョン装置
- ハ 水中で用いるために特に設計若しくは改造されたカメラ又は照明装置
- 二十五 大気から遮断された状態で使用することができる動力装置であつて、次のいずれかに該当するもの
-

イ ブレイトンサイクルエンジン
ロ ディーゼルエンジン

ハ 燃料電池
ニ スターリングサイクルエンジン

二十六 開放回路式の自給式潜水用具又はその部分品

二十七 ガスタービンエンジン又はその部分品

二十八 ロケット推進装置（火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の五第一号に規定されているが、ん具用煙火を用いたものを除く。）又はその部分品
二十九 前二号のいずれかに掲げるものの製造用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品

イ 真空誘導炉又は不活性ガスを用いる誘導炉
ロ 電子ビームを用いる溶接装置

三十 航空機又はその部分品

三十一 ロケット若しくは航空機の開発若しくは試験に用いることができる振動試験装置、風洞、環境試験装置又はこれらの部分品

三十二 フラッシュ放電型のエックス線装置（医療用のものを除く。）

（外国為替令別表関係）

第十五条 外国為替令（以下「外為令」という。）別表の二の項

（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 （略）

二 第一条第八号ロ、第十一号、第十七号、第十八号ロ若しくはハ、第十九号、第二十号、第二十一号イ若しくはロ（一）若しくは（三）、第三十四号若しくは第三十五号のいずれか

（外国為替令別表関係）

第十五条 外国為替令（以下「外為令」という。）別表の二の項

（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 （略）

二 第一条第十一号、第十七号、第十八号ロ若しくはハ、第十九号、第二十号、第二十一号イ若しくはロ（一）若しくは（三）、第三十四号若しくは第三十五号のいずれかに該当する

に該当する貨物を使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）のうち当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術

三〇五（略）

六 周波数変換器（第一条第八号ロに該当するものを除く。）の性能の特性を拡張し、又は機能を解除することにより、同号ロに該当するように設計したプログラム又は暗号鍵若しくは暗号コード

七 第一条第八号ロに該当する周波数変換器の性能の特性を拡張し、又は解放するために設計したプログラム

2
（略）

第十五条の二（第十七条（略））

第十八条 外為令別表の六の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 第五条第二号ロ（三）若しくは二、第三号、第五号若しくは次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

イ 旋削をすることができる工作機械であつて、輪郭制御をすることができる軸数が二以上のものうち、国際規格 ISO 2300/二（二〇〇六）で定める測定方法により測定した場合に、いずれか一軸以上の直線軸の位置決め精度が〇・〇〇三ミリメートル以下のもの

ロ フライス削りをすることができる工作機械であつて、次のいずれかに該当するもの

（一） 輪郭制御をすることができる直線軸の数が三つで

貨物を使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）のうち当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術

三〇五（略）

（新設）

（新設）

2
（略）

第十五条の二（第十七条（略））

第十八条 外為令別表の六の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 第五条第二号ロ（三）若しくは二、第三号、第五号若しくは次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

イ 旋削をすることができる工作機械であつて、輪郭制御をすることができる軸数が二以上のものうち、国際規格 ISO 2300/二（二〇〇六）で定める測定方法により測定したときの直線軸の位置決め精度が〇・〇〇三六ミリメートル以下のもの

ロ フライス削りをすることができる工作機械であつて、次のいずれかに該当するもの

（一） 輪郭制御をすることができる直線軸の数が三つで

、かつ、輪郭制御をすることができる回転軸の数が一のものであつて、国際規格 ISO 二三〇/二(二〇〇六)で定める測定方法により測定した場合に、いずれか一軸以上の直線軸の位置決め精度が〇・〇〇三ミリメートル以下のもの

(二) 第五条第二号ロ(二) 1から3までのいずれかに該当するものであつて、国際規格 ISO 二三〇/二(二〇〇六)で定める測定方法により測定した場合に、いずれか一軸以上の直線軸の位置決め精度が〇・〇〇三ミリメートル以下のもの

二〇四 (略)

2 外為令別表の六の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 第五条第一号ハ、第二号、第三号又は第五号から第十一号までのいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム

二 第五条第四号に該当するものを操作するために設計又は改造したプログラムであつて、工作物を任意の形状に加工するために光学設計、工作物の寸法及び材料除去機能を数値制御コマンドに変換するもの

三 前二号に掲げるプログラムの設計に必要な技術(プログラムを除く。)

3 外為令別表の六の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一〇四 (略)

五 別表第三の第二欄に掲げるコーティング方法を用いる非電

、かつ、輪郭制御をすることができる回転軸の数が一のものであつて、国際規格 ISO 二三〇/二(二〇〇六)で定める測定方法により測定したときの直線軸の位置決め精度が〇・〇〇三六ミリメートル以下のもの

(二) 輪郭制御をすることができる軸数が五以上のものであつて、国際規格 ISO 二三〇/二(二〇〇六)で定める測定方法により測定したときの直線軸の位置決め精度が〇・〇〇三六ミリメートル以下のもの

二〇四 (略)

2 外為令別表の六の項(二)の経済産業省令で定める技術は、第五条に該当するものを使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計に必要な技術(プログラムを除く。)

(新設)

(新設)

(新設)

3 外為令別表の六の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一〇四 (略)

五 別表第三の第二欄に掲げるコーティング方法を用いるもの

子的基板用コーティング技術であつて、同表の第三欄に掲げる基材に対して行う同表の第四欄に掲げるコーティングに係るもの（プログラムを除く。）

4 5 6 (略)

第十九条 外為令別表の7の項(1)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 5 (略)

2 外為令別表の7の項(2)の経済産業省令で定める技術は第6条第十七号イからへまで又はヌのいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラムとする。

第二十条 外為令別表の8の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 5 6 (略)

七 削除

八 第一号から第六号までのいずれかに該当する技術（プログラムを除く。）を支援するために設計したプログラム

2 (略)

第二十一条 外為令別表の9の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 第八条第一号、第二号、第四号から第五号の四まで又は第九号から第十三号までのいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）の設計又は製造に必要な技術（プログ

であつて、同表の第三欄に掲げる基材に対して行う同表の第四欄に掲げるコーティングに係る技術（プログラムを除く。）

4 5 6 (略)

第十九条 外為令別表の7の項(1)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 5 (略)

2 外為令別表の7の項(2)の経済産業省令で定める技術は第6条第十七号イからへまでのいずれか又はチに該当するものを使用するために設計したプログラムとする。

第二十条 外為令別表の8の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 5 6 (略)

七 第七条に該当するものを使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）

八 第一号から前号までに該当する技術（プログラムを除く。）を支援するために設計したプログラム

2 (略)

第二十一条 外為令別表の9の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 第八条第一号、第二号、第四号から第五号の五まで又は第九号から第十三号までのいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）の設計又は製造に必要な技術（プログ

ラムを除く。)

三 (略)

四 第八条第一号、第二号、第四号から第五号の四までのいずれかに該当するものの使用(操作に係るものを除く。)に必要な技術(プログラムを除く。)

五 (略)

六 第八条第一号、第二号、第四号から第五号の四までのいずれかに該当するもの(前号に該当するものを除く。)を設計し、又は製造するために設計したプログラム

七 (略)

八 第八条第一号、第二号又は第四号から第五号の四までのいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム
八の二〇十七 (略)

2 (略)

3 外為令別表の九の項(三)の経済産業省令で定める技術は、通信用に設計したマイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器であつて、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)とする。

一〇三 (略)

四 動作周波数が三一・八ギガヘルツ超三七ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が〇・一ナノワット(マイナス七〇デビーエム)を超えるもの

五 動作周波数が三七ギガヘルツ超四三・五ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が一・〇ワット(三〇デビーエム)を超えるもの

六 動作周波数が四三・五ギガヘルツ超七五ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が三一・六二ミリワット(一五デビービ

ラムを除く。)

三 (略)

四 第八条第一号、第二号、第四号から第五号の五までのいずれかに該当するものの使用(操作に係るものを除く。)に必要な技術(プログラムを除く。)

五 (略)

六 第八条第一号、第二号、第四号から第五号の五までのいずれかに該当するもの(前号に該当するものを除く。)を設計し、又は製造するために設計したプログラム

七 (略)

八 第八条第一号、第二号又は第四号から第五号の五までのいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム
八の二〇十七 (略)

2 (略)

3 外為令別表の九の項(三)の経済産業省令で定める技術は、通信用に設計したマイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器であつて、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)とする。

一〇三 (略)

四 動作周波数が三一・八ギガヘルツ超三七・五ギガヘルツ以下のもの

五 動作周波数が三七・五ギガヘルツ超四三・五ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が〇・二五ワット(二四デビーエム)を超えるものうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの

六 動作周波数が四三・五ギガヘルツを超えるもの

一エム)を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの

七 動作周波数が七五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下であつて、平均出力値が一〇ミリワット(一〇ディービーエム)を超えるものうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が五パーセントを超えるもの

八 動作周波数が九〇ギガヘルツを超えるものであつて、平均出力値が〇・一ナノワット(マイナス七〇ディービーエム)を超えるもの

4 (略)

第二十二条 外為令別表の一〇の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 一三 (略)

四 第九条第九号ハ若しくはニ又は第十三号ニ、チ若しくはルに該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計に必要な技術(プログラムを除く。)

五 第九条第九号から第十号の二まで又は第十三号に該当するもの(前号に該当するものを除く。)を設計し、又は製造するために設計したプログラム

六・七 (略)

2 5 6 (略)

第二十三条 (略)

2 (略)

3 外為令別表の一の項(四)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

(新設)

(新設)

4 (略)

第二十二条 外為令別表の一〇の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 一三 (略)

四 第九条第一号イ(六)、第九号ハ若しくはニ又は第十三号ニ、チ若しくはルに該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計に必要な技術(プログラムを除く。)

五 第九条第九号から第十号まで又は第十三号に該当するもの(前号に該当するものを除く。)を設計し、又は製造するために設計したプログラム

六・七 (略)

2 5 6 (略)

第二十三条 (略)

2 (略)

3 外為令別表の一の項(四)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 (略)
- 二 次のいずれかに該当するものためのプログラム（ソースコードのものに限る。）であつて、第四号からへまで又は第五号イからへまでのいずれかに該当するものの設計に係る技術（プログラムを除く。）を用いたもの
- イ 飛行の全行程を管理するためのデジタル飛行管理装置
- ロ ニ (略)
- ホ 削除
- ヘ・ト (略)
- 三 削除
- 四 (略)
- 五 アクティブ飛行制御装置の設計に係る技術であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ 航空機の機体若しくは飛行制御系統機器の作動状態の探知、飛行制御データの送信又はアクチュエーターの動作に対する指令のための光通信に係る技術（プログラムを除く。）であつて、フライバイライト方式のアクティブ飛行制御装置の設計に必要なもの
- ロ 削除
- ハ アクティブ飛行制御装置内の部分品の性能の低下及び故障を予測し、その度合いを緩和するため、部分品のセンサーから得られる情報を分析するための実時間のアルゴリズム
- ニ アクティブ飛行制御装置の性能の低下及び故障の度合いを緩和するため、機器の故障を識別し、力及びモーメントの制御を再構成するための実時間のアルゴリズム

- 一 (略)
- 二 次のいずれかに該当するものの設計のためのプログラム（ソースコードのものに限る。）
- イ 飛行経路を最適化するためのデジタル飛行管理装置
- ロ ニ (略)
- ホ 航空機局用の自動方向探知装置
- ヘ・ト (略)
- 三 前号のプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）
- 四 (略)
- 五 アクティブ飛行制御装置の設計に係る技術であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ 制御則を実時間で実行するために、機体に搭載した複数コンピュータを統合する技術（プログラムを除く。）
- ロ センサーの相対位置又は機体の動的荷重の変動に伴い制御則を補償する技術（プログラムを除く。）
- ハ 故障の検出若しくは許容、故障箇所との分離又は再構成のために装置又はデータの冗長性をコンピュータにより管理する技術（プログラムを除く。）
- ニ 力及びモーメントの制御の再構成を飛行中に行うことにより実時間における自律的な飛行制御を行う技術（プログラムを除く。）

ホ 飛行の全行程を管理するためデジタル飛行管理装置にデジタル飛行制御、航法及び推進制御のデータを統合する技術（プログラムを除く。）
へしち（略）
六・七（略）

第二十四条（略）

第二十五条 外為令別表の一三の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。
一 第十二条第一号ロ、第四号から第二十号までのいずれかに該当するものの設計に必要な技術（プログラムを除く。）

一の二 第十二条第一号ロ、第四号から第十号まで又は第十一号から第二十号までのいずれかに該当するものの製造に必要な技術（プログラムを除く。）
二し五（略）

2（略）
3 外為令別表の一三の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一（略）
二 ガスタービンエンジンの部分品であつて、次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又はその設計のためのプログラム
イしハ（略）
ニ 冷却式のブレード、ベーン又はチップシュクラウドであつて、一、四二〇度以上のガス流路温度で作動するように設計したもの（第二十七条第六項第一号に該当するものを除

ホ 飛行経路を最適化するためデジタル飛行管理装置にデジタル飛行制御、航法及び推進制御のデータを統合する技術（プログラムを除く。）
へしち（略）
六・七（略）

第二十四条（略）

第二十五条 外為令別表の一三の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。
一 第十二条第一号ロ、第四号から第二十号までのいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

（新設）

二し五（略）

2（略）
3 外為令別表の一三の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一（略）
二 ガスタービンエンジンの部分品であつて、次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又はその設計のためのプログラム
イしハ（略）
ニ 冷却式のブレード、ベーン又はチップシュクラウドであつて、一、三七〇度以上のガス流路よどみ点温度で使用することができもの（第二十七条第六項第一号に該当するも

く。

ホゝヌ (略)

ル 本号ニ又は第二十七条第六項第一号に該当するいずれかの技術(プログラムを除く。)を用いたガスタービンエンジンの部分品における冷却孔であつて、次のいずれかに該当するものの穴あけ加工に必要な技術

三・四 (略)

4・5 (略)

第二十六条 外為令別表の一四の項の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 プログラムであつて、当該プログラムを用いることによつてのみ、ある貨物が第十三条第十項に該当する貨物の有する機能を發揮できるように特に設計したもの

第二十七条 (略)

第二十八条 外為令別表の一六の項の経済産業省令で定める技術は、専ら関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術とする。

別表第一 (略)

のを除く。

ホゝヌ (略)

ル 本号ニ又は第二十七条第六項第一号に該当するいずれかの技術(プログラムを除く。)を用いたガスタービンエンジンの部分品における冷却孔であつて、次のいずれかに該当するものの穴あけ加工に必要な技術

三・四 (略)

4・5 (略)

第二十六条 外為令別表の一四の項の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

(新設)

第二十七条 (略)

第二十八条 外為令別表の一六の項(一)の経済産業省令で定める技術は、第十四条の二に規定する貨物の設計、製造又は使用に係る技術とする。

2 外為令別表の一六の項(二)の経済産業省令で定める技術は、関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術とする。

別表第一 (略)

別表第二（第十条、第十二条関係）

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スロバキア、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、アメリカ合衆国

別表第三（第五条、第十八条関係）

四 十	三	一・二	
(略)	電気による抵抗加熱により蒸発させたコーティング材料を基材の表面に定着させる方法（イオンプレーティング法）	(略)	コーティング方法
(略)	(略)	(略)	基材
(略)	(略)	(略)	コーティング

別表第二（第十条、第十二条関係）

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スロバキア、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、アメリカ合衆国

別表第三（第十八条関係）

四 十	三	一・二	
(略)	電気による抵抗加熱により蒸発させたコーティング材料を基材の表面に定着させる方法	(略)	コーティング方法
(略)	(略)	(略)	基材
(略)	(略)	(略)	コーティング

備考 (略)

備考 (略)

○貿易関係貿易外取引等に関する省令 (平成十年通商産業省令第八号) (第二条関係) (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第一条～第八条 (略)</p> <p>(許可を要しない役務取引等)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 令第十七条第五項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 前号に掲げるもののほか、令別表の一六の項に掲げる技術を提供することを目的とする取引であつて、当該技術の内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の提供若しくは電気通信による当該技術の内容とする情報の送信を伴わないもの又は次に掲げるいずれの場合にも (本邦又は外国 (輸出令別表第三の二に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号において同じ。)) において居住者又は外国の非居住者に提供することを目的とする取引にあつては、イ、ロ及びニのいずれの場合にも) 該当しないもの</p> <p>イ その技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき。</p> <p>ロ その技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれ</p>	<p>第一条～第八条 (略)</p> <p>(許可を要しない役務取引等)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 令第十七条第五項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 前号に掲げるもののほか、令別表の一六の項 (一) に掲げる技術を提供することを目的とする取引であつて、当該技術の内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の提供若しくは電気通信による当該技術の内容とする情報の送信を伴わないもの又は次に掲げるいずれの場合にも (本邦又は外国 (輸出令別表第三の二に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号及び次号において同じ。)) において居住者又は外国の非居住者に提供することを目的とする取引にあつては、イ、ロ及びニのいずれの場合にも) 該当しないもの</p> <p>イ その技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき。</p> <p>ロ その技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれ</p>

があるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

八 その技術が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。二において同じ。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき。

ニ その技術が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき

八 削除

があるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

八 その技術が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。二及び次号において同じ。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき。

ニ その技術が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき

八

第六号に掲げるもののほか、令別表の一六の項（二）に掲げる技術を提供することを目的とする取引であつて、当該技術の内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の提供若しくは電気通信による当該技術を内容とする情報の送信を伴わないもの又は次に掲げるいずれの場合にも（本邦又は外国において居住者又は外国の非居住者に提供することを目的とする取引にあつては、イ及びロのいずれの場合にも）該当しないもの

イ その技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき。

ロ その技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

ハ その技術が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき。

ニ その技術が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある

九十三 (略)

十四 プログラムを提供する取引であつて、次のいずれかに該当するもの

イニ (略)

ホ 令別表の五から一五までの項の中欄に掲げるプログラム(オブジェクトコードのものに限り、経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)の取引であつて、既に輸出した貨物(輸出令別表第一の五から一五までの項の中欄に掲げるものに限り。)の据付、操作、保守又は修理のための必要最小限のものうち、当該貨物の買主、荷受人又は需要者に対して提供する取引(輸出の許可を受けた日又は貨物の輸出契約の発効した日のいずれか遅い日以降に提供するものに限り、当該貨物の性能、特性が当初提供したものより向上するもの又は当該貨物に対して新たな機能、特性を提供するものを除く。)

ヘ 令別表の五から一五までの項の中欄に掲げるプログラム(オブジェクトコードのものに限り、経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)の取引であつて、既に提供したプログラム(令別表の五から一五までの項の中欄に掲げるものに限り。)のインストール、操作、保守又は修理のための必要最小限のものうち、当該提供したプログラムの取引の相手方又は利用する者に対して提供する取引(役務取引の許可を受けた日又は当該提供したプログラムの提供契約の発効した日のいずれか遅い日以降に提供するものに限る。)、当該提供プログラムの性能、特性が当初提供したものより向上するもの又は当該提供プログラムに対して新たな

ものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

九十三 (略)

十四 プログラムを提供する取引であつて、次のいずれかに該当するもの

イニ (略)

(新設)

(新設)

機能、特性を提供するものを除く。）

十五 (略)

十六 暗号メカニズム若しくは暗号アルゴリズム又はこれらの参照コードを提供する取引であつて、国際標準の策定のための国際会議への出席又は提案若しくは意見表明において必要となるもの

3 (略)

第十条～第十二条 (略)

別紙様式第1 (第1条関係) ～別紙様式第1 2 (第3条関係) (略)

十五 (新設) (略)

3 (略)

第十条～第十二条 (略)

別紙様式第1 (第1条関係) ～別紙様式第1 2 (第3条関係) (略)

○輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十三年経済産業省令第二百四十九号）（第三条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号イの規定に基づき、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合は、次に掲げるときとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>別表</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下「規制法」という。） 第二条第九項に規定する加工</p> <p>五 規制法第二条第十項に規定する再処理</p>	<p>(略)</p> <p>輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号イ及び第四号イの規定に基づき、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合は、次に掲げるときとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>別表</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下「規制法」という。） 第二条第八項に規定する加工</p> <p>五 規制法第二条第九項に規定する再処理</p>

○輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成二十年経済産業省令第五十七号）（第四条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

<p>(略)</p> <p>輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号ハに規定する輸出貨物が同令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合は、当該貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人（以下「輸入者等」という。）から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合はこの限りでない。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号ハ及び第四号ハに規定する輸出貨物が同令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合は、当該貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人（以下「輸入者等」という。）から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合はこの限りでない。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>別表 (略)</p>
---	---